

日本農林規格の制定について

「生産情報公表養殖魚」

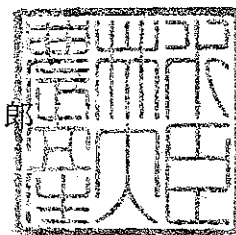


18消安第4568号
平成18年7月24日

農林物資規格調査会

会長 沖谷 明紘 殿

農林水産大臣臨時代理
国務大臣 川 崎 二 郎



日本農林規格の制定について(諮問)

生産情報公表養殖魚の日本農林規格の制定を行う必要があるので、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第7条第5項の規定に基づき、貴調査会の意見を求める。

生産情報公表養殖魚の日本農林規格の制定について（案）

平成19年2月28日

農 林 水 産 省

1 趣旨

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第7条第1項の規定に基づき、生産情報公表養殖魚（生産履歴に関する情報が消費者に提供される養殖魚をいう。以下同じ。）の日本農林規格を制定する。

2 内容

消費者の「食」に対する関心の高まりに対応して、消費者の信頼の確保を図るため、養殖魚の生産履歴に関する情報を正確に伝えることを第三者が認証する生産情報公表養殖魚について、

- (1) 養殖業者等の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに管理開始年月日
- (2) 養殖場の所在地
- (3) 養殖魚の水揚げの年月日
- (4) 種苗の種類（天然種苗又は人工種苗の別）
- (5) 種苗が漁獲された年月日及び場所（天然種苗の場合）
- (6) 給餌した飼料の名称及び飼料の製造業者の氏名又は名称
- (7) 使用した動物用医薬品の薬効別分類及び名称
- (8) 使用した漁網防汚剤の名称

を生産情報とする内容の規格を制定する。

また、生産情報公表養殖魚の日本農林規格は、当該養殖魚の生産情報を公表することが標準的な養殖魚の生産のプロセスと比較して特色があると認められることから「特色規格」として位置付ける。

生産情報公表養殖魚の日本農林規格（案）

（目的）

第1条 この規格は、生産情報公表養殖魚の生産の方法についての基準等を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用 語	定 義
生産情報	養殖魚の生産に係る次に掲げる情報をいう。 (1) 養殖業者（養殖魚を管理する者であって、その養殖を業とするものをいう。以下同じ。）の氏名又は名称、住所及び連絡先（認定生産行程管理者（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第14条第2項又は同法第19条の3第2項の規定による認定を受けた生産行程管理者をいう。以下同じ。）の情報を公表する場合にあっては、当該認定生産行程管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに養殖業者の氏名又は名称及び住所）並びにその管理の開始の年月日 (2) 養殖場の所在地 (3) 養殖魚の水揚げの年月日 (4) 種苗の種類（天然種苗（自然産卵によりふ化した稚魚等を漁具を用いて採捕した種苗をいう。）又は人工種苗（天然種苗以外の種苗をいう。）の別をいう。以下同じ。） (5) 種苗が漁獲された年月日及び場所（種苗の種類が天然種苗である場合に限る。） (6) 養殖業者が給餌した飼料の名称及び当該飼料の製造業者の氏名又は名称 (7) 養殖業者が使用した動物用医薬品（種苗に使用された動物用医薬品を含み、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定められた物質を除く。）の薬効別分類及び名称 (8) 養殖に使用された漁網防汚剤（いけすの網に生物が付着することを防ぐ魚類養殖用の資材をいう。）の名称
生産情報公表養殖魚	次条及び第4条の規格に適合する養殖魚をいう。
識別番号	同一の生産情報を有する養殖魚を識別するために必要な番号又は記号であって、認定生産行程管理者が養殖魚ごとに定めるものをいう。

（生産情報公表養殖魚の規格）

第3条 生産情報公表養殖魚の生産の方法についての基準は、生産情報を識別番号

ごとに正確に記録するとともに、その記録を保管し、事実即して公表していることとする。

第4条 生産情報公表養殖魚の品質に関する表示の基準は、次のとおりとする。

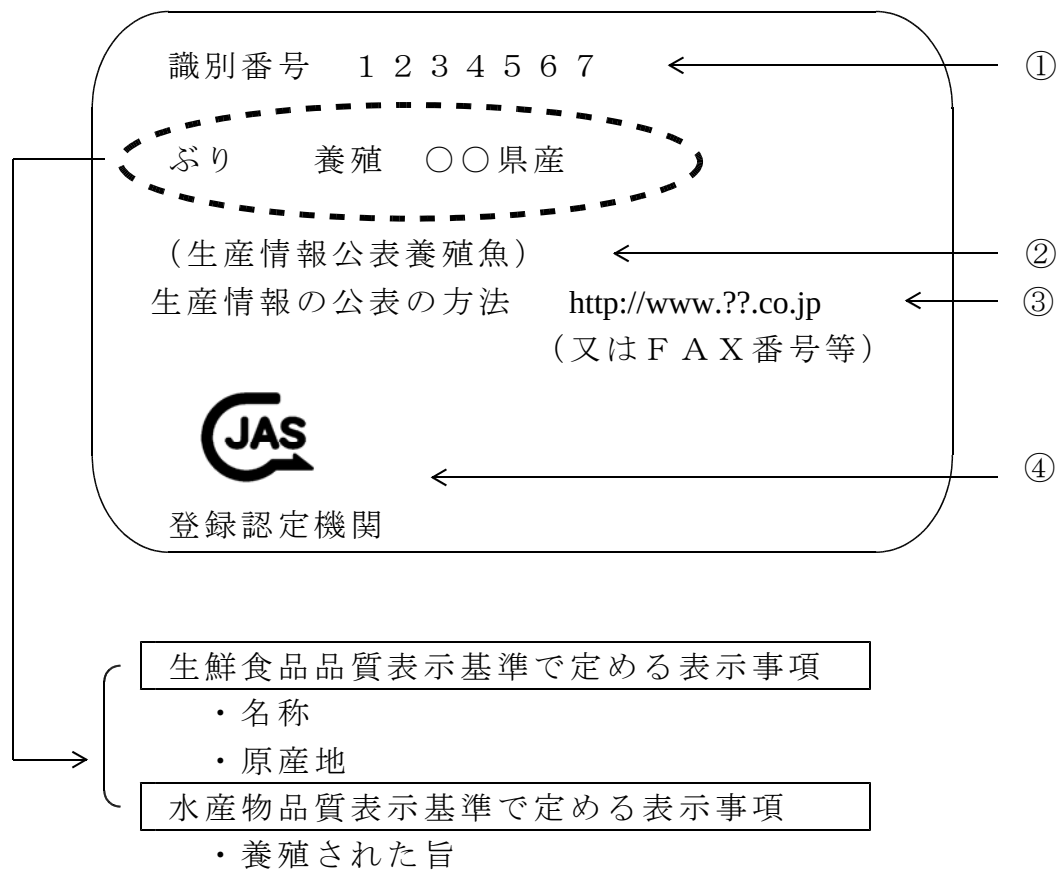
事 項	基 準
表示事項	次に掲げる事項を表示してあること。ただし、(2)に掲げる事項にあつては、生産情報が、小売業者以外の販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状、納品書等に、小売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所又は養殖魚に近接した掲示その他見やすい場所に事実即して表示されている場合には、省略することができる。 (1) 識別番号 (2) 生産情報の公表の方法
表示の方法	生鮮食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第514号）第3条第1項第1号に掲げる事項、識別番号及び生産情報の公表の方法の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) 名称 その内容を表す一般的な名称に近接して「生産情報公表養殖魚」と記載すること。 (2) 識別番号 小売業者以外の販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状、納品書等に、小売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所又は養殖魚に近接した掲示その他見やすい場所に記載してあること。 (3) 生産情報の公表の方法 ファックス番号、ホームページアドレス等生産情報を入手するために必要な連絡先を、小売業者以外の販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状、納品書等に、小売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所又は養殖魚に近接した掲示その他見やすい場所に記載してあること。
表示禁止事項	表示事項の基準に掲げる事項及び前条の規定により公表された生産情報の内容と矛盾する用語を表示していないこと。

附 則

この告示は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

生産情報公表養殖魚の J A S 規格における表示事項（案）

○表示例（容器もしくは包装の見やすい箇所）



+

J A S 規格に適合した養殖魚の表示事項

- ① 識別番号：識別するための番号又は記号
- ② 生産情報公表養殖魚：名称に近接した箇所に表示
- ③ 生産情報の公表の方法
：生産情報を入手するために必要な連絡先（ホームページアドレス、F A X 番号など）
なお、生産情報が店頭表示されている場合は、省略することができる。
- ④ 生産情報公表 J A S マーク

生産情報公表養殖魚の公表例

識別番号

1234567

養殖業者の氏 名

(有)〇〇水産

養殖業者の住 所

〇〇県〇〇市〇〇1-1-1

養殖業者の連絡先

000-000-0000

養殖場の所在地

〇〇県〇〇市〇〇地先水面(▲▲湾)

管理の開始年月日

平成18年〇〇月〇〇日

水揚げ年月日

平成18年▲▲月▲▲日

動物用医薬品の
名称及び薬効別分類

有 効 成 分 名

薬効別分類

オキシリン酸

抗菌・抗生物質

飼料の名称
飼料の製造業者名

〇〇飼料((株)▲▲)、■●飼料(□□会社)、魚粉((有)〇〇)、アジ、サバ

漁網防汚剤の名称

ニューマリンエース〇〇

②

.....
.....

養殖業者の氏 名

▲▲水産株式会社

養殖業者の住 所

〇〇県〇〇市▲▲2-2-2

養殖業者の連絡先

000-000-××××

養殖場の所在地

〇〇県〇〇市▲▲地先水面(▲▲湾)

管理の開始年月日

平成18年□□月□□日

①

種苗の種別

天然種苗

漁獲年月日

平成18年〇月〇日

漁獲場所

〇〇県沖

動物用医薬品の
名称及び薬効別分類

有 効 成 分 名

薬効別分類

イリドウイルス感染症不活化ワクチン

ワクチン

飼料の名称
飼料の製造業者名

〇〇飼料((株)▲▲)、魚粉((有)〇〇)、アジ、サバ

漁網防汚剤の名称

ニューマリンエース〇〇

移動履歴情報

農林物資規格調査会部会議事次第

日時：平成18年3月27日（月）
14時～

場所：農林水産省共用会議室G，H
（日本郵政公社本社2階）

1 開会

2 表示・規格課長挨拶

3 議題

- (1) 生産情報公表養殖魚の日本農林規格の制定について
（規格制定にあたっての仕組みの考え方）
- (2) その他

4 閉会

配付資料

- 1 農林物資規格調査会部会委員名簿
- 2 生産情報公表養殖魚の日本農林規格の検討について
- 3 JAS規格の制定・見直しの基準

農林物資規格調査会部会委員名簿

氏 名	役 職 名
○ 栗生 美世	(社)栄養改善普及会理事
○ 石塚 皓司	全国水産物商業協同組合連合会常任理事
○ 垣添 直也	(社) 日本経済団体連合会常任理事
○ 徳永 瑛子	日本主婦連合会副会長
○ 畑江 敬子	お茶の水女子大学大学院人間文化研究科教授
○ 宮地 邦明	日本チェーンストア協会食品委員会委員
稲垣 光雄	(社) 全国海水養魚協会専務理事
加藤 信子	関西生活者連合会理事
河道前 伸子	全国消費者協会連合会食品安全対策委員長
川畑 正美	主婦 (公募委員)
熊代 聖子	全国生活学校連絡協議会事務局長
小坂 潤子	(社)全国消費生活相談員協会
鈴木 秀和	日本養魚飼料協会事務局
高浜 彰	全国漁業協同組合連合会漁政部部長代理
内藤 英代	消費科学連合会
長谷川 朝恵	主婦 (公募委員)
濱田 英嗣	下関市立大学経済学部教授
堀江 雅子	(財)ベターホーム協会常務理事

○印：農林物資規格調査会委員

農林物資規格調査会部会議事次第

日時：平成18年6月21日（水）
14時～

場所：農林水産省第2特別会議室
（本館4階）

1 開会

2 表示・規格課長挨拶

3 議題

(1) 生産情報公表養殖魚の日本農林規格の制定について（第2回）

(2) その他

4 閉会

資 料

- 1 農林物資規格調査会部会委員名簿
- 2 生産情報公表養殖魚の日本農林規格の検討について
- 3 JAS規格の制定・見直しの基準

参考資料

第1回部会（平成18年3月27日開催）検討資料

農林物資規格調査会部会委員名簿

氏 名	役 職 名
○ 栗生 美世	社団法人栄養改善普及会理事
○ 石塚 皓司	全国水産物商業協同組合連合会理事
○ 垣添 直也	日本水産株式会社代表取締役社長
○ 徳永 瑛子	日本主婦連合会副会長
○◎畑江 敬子	和洋女子大学家政学部生活環境学科教授
○ 宮地 邦明	日本チェーンストア協会食品委員会委員
稲垣 光雄	社団法人全国海水養魚協会専務理事
加藤 信子	関西生活者連合会
河道前 伸子	全国消費者協会連合会安全対策委員会委員長
川畑 正美	消費者
熊代 聖子	前全国生活学校連絡協議会事務局長
小坂 潤子	社団法人全国消費生活相談員協会相談員
小堀 彰彦	全国養鱒振興協会会長理事
鈴木 教之	中央魚類株式会社取締役
鈴木 秀和	日本養魚飼料協会事務局長
高浜 彰	全国漁業協同組合連合会 J F 強化本部漁政部部長代理
内藤 英代	消費科学連合会企画委員
長谷川 朝恵	消費生活アドバイザー
濱田 英嗣	下関市立大学経済学部教授
堀江 雅子	財団法人ベターホーム協会常務理事

○印：農林物資規格調査会委員

◎印：部会長

農林物資規格調査会部会議事次第

日時：平成18年7月26日（水）

14時から

場所：農林水産省第2特別会議室
（本館4階）

1 開会

2 表示・規格課長挨拶

3 議題

(1) 生産情報公表養殖魚の日本農林規格の制定について（第3回）

(2) その他

4 閉会

資 料

- 1 農林物資規格調査会部会委員名簿
- 2 生産情報公表養殖魚の日本農林規格の検討について
- 3 生産情報公表養殖魚の日本農林規格（案）
- 4 JAS規格の制定・見直しの基準

参考資料

- 1 第2回（平成18年6月21日開催）検討資料
- 2 種苗について

氏 名	役 職 名
○粟生 美世	社団法人栄養改善普及会理事
○石塚 皓司	全国水産物商業協同組合連合会理事
○垣添 直也	日本水産株式会社代表取締役社長
○徳永 瑛子	日本主婦連合会副会長
○宮地 邦明	日本チェーンストア協会食品委員会委員
稲垣 光雄	社団法人全国海水養魚協会専務理事
加藤 信子	関西生活者連合会理事
河道前 伸子	全国消費者協会連合会安全対策委員会委員長
川畑 正美	消費者
熊代 聖子	前全国生活学校連絡協議会事務局長
小坂 潤子	社団法人全国消費生活相談員協会相談員
小堀 彰彦	全国養鰯振興協会会長理事
鈴木 教之	中央魚類株式会社取締役
鈴木 秀和	日本養魚飼料協会事務局長
高浜 彰	全国漁業協同組合連合会JF強化本部漁政・国際部部長代理
内藤 英代	消費科学連合会企画委員
長谷川 朝恵	消費生活アドバイザー
濱田 英嗣	下関市立大学経済学部教授
堀江 雅子	財団法人ベターホーム協会常務理事

○印：農林物資規格調査会委員

パブリック・コメント等募集結果

規制の設定又は改廃に係る意見の提出手続きによる寄せられた意見・情報
(生産情報公表養殖魚の日本農林規格の制定案)

1. 制定案に係る意見・情報の募集の概要 (募集期間：18.8.4～18.9.2)

(1) 受付件数

養殖業者	1 件
公務員	1 件
個人	3 件
合計	5 件

(2) 意見・情報

別紙のとおり

2. 事前意図公告によるコメント (募集期間：18.12.6～19.1.4)

受付件数

なし

生産情報公表養殖魚の日本農林規格の制定案に対して寄せられたご意見・
情報等に対する考え方（案）について

御意見の概要	当省の考え方（案）
養殖場で魚を締めて出荷した後、魚市場での滞留の問題、最終売場でのリパックの問題等があり、生産者が先行して履歴情報を公開すると、養殖魚を出荷日した日から店先に並ぶ日が遅れることが考えられる。そのことで流通業者、販売業者にとって取り扱いにくい養殖魚とならないか懸念される。水産物の不透明な流通の整備が改善されないと養殖魚の履歴公表が最良とならないと思う。	当該規格は、生産者（養殖業者）の把握可能な生産履歴情報を公表することとしていますので、出荷後の情報については生産情報に含まれておりません。
この規格案の生産情報の定義では、種苗から中間魚の間の飼育履歴に関する項目を記述する部分がないため、中間魚を用いた養殖形態では種苗の採捕年月日と管理開始年月日の間の、他県の種苗業者が育成していた期間の情報が公表できなくなるのではないかと。 出荷している養殖魚の履歴がわかっているにもかかわらず、生産情報公表養殖魚として表示して販売することができないので、生産情報のなかに種苗から中間魚までの間の育成履歴情報を、養殖魚の情報に準じた形で追加することにより、中間魚を購入する養殖形態であっても、生産情報公表養殖魚として表示することができるように生産情報の定義を変更してほしい。	生産情報公表養殖魚の日本農林規格案では、中間種苗を購入した場合にも、その中間種苗生産者から生産履歴情報に関する記録等を入手し、事実即して生産情報を公表する案となっています。 なお、生産情報公表養殖魚にJASマークを付けて、規格に定められた生産情報の公表を行うには、養殖業者が登録認定機関の認定を受ける必要があります。